

# 浜田市住宅リフォーム助成事業

**子育て世帯、高齢者、障がい者、U・Iターン者**のいる住宅にリフォーム工事を行う場合、補助があります。

- ・子ども
  - ・高齢者
  - ・障がい者
  - ・U・Iターン者
- のいずれかが居住  
が居住
- ・市内に住宅のある方  
(U・Iターン者を除く)
  - ・市税を滞納していない方

補助対象者



- ・リフォーム工事費が20万円以上であれば対象です。
- ・補助金の額はリフォーム工事費の10%で、上限20万円までです。

補助金



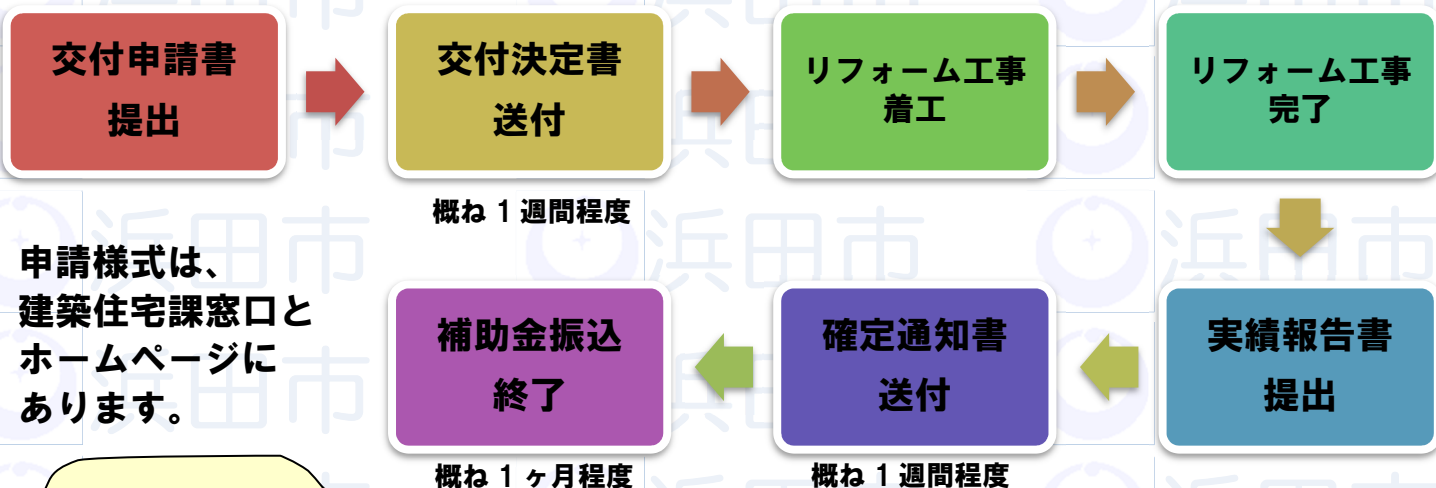
- ・子どものために壁紙を汚れ防止の壁紙にする。
- ・高齢者、障がい者のために和便器から洋便器にする。
- ・U・Iターン者のために浴室をユニットバスにする。 他
- ・上記のような子ども等に配慮した工事が補助対象です。

補助対象工事

(一例)



申請手順は下図のとおりです。



## ※注意事項※

- ・住宅のみが対象です。(共同住宅、長屋も可です。)
- ・空き家は対象となりません。
- ・寝室等に住宅用火災警報器が設置してある場合に限りです。
- ・浜田市内に会社のある施工業者が工事を行う場合に限りです。
- ・昭和56年5月31日以前の住宅は、できるだけ耐震診断を行ってください。
- ・申請した年度内に工事を終わってください。
- ・すでにこの補助を受けた住宅は、対象となりません。
- ・他の同種の補助金を受けている場合は、対象となりません。
- ・営利を目的として家賃を徴収している賃貸住宅は、対象となりません。
- ・予算がなくなり次第、終了します。

工事をする前に  
申請してください。

※詳細は、こちらにお問い合わせ  
ください。

〒697-8501 浜田市殿町1番地  
浜田市 建築住宅課 指導係  
北分庁舎(旧浜田警察署)3階  
電話：0855-25-9632(直通)